



SMTB

厚生年金基金ニュース

(平成24年11月19日)

三井住友信託銀行 年金コンサルティング部

第2回厚生年金基金制度に関する専門委員会の 開催について

～ 新特例解散の適用条件(案)等示される～

「社会保障審議会 年金部会 厚生年金基金に関する専門委員会」(以下「専門委」) 第2回会合が平成24年11月19日に開催されました。この会合では、第1回会合で示された厚労省試案の追加資料として、新特例解散の適用条件(案)などが示されています。本ニュースはこの会合で厚労省から新たに示された主な内容のポイントを取り急ぎご案内するものです(次葉以降をご覧ください)。

なお、次回専門委は11月27日16時から開催、また、(当初年内とされていた)専門委の意見取りまとめは年明けに実施とされた模様です。

当日の専門委の議論の状況等につきましては、改めてご案内させていただきます。

【留意事項】

「厚労省試案」及びそれに関して今回示された追加資料は厚労省が議論のたたき台としてとりまとめたものであり、決定事項ではありません。今後、専門委で議論し、成案が得られれば、法律改正案を次期通常国会に提出する予定としていますが、内容については実現可能性を含めて詳細不明な点も見受けられます。

⇒ **弊社は、引き続き信託協会での活動等を通じて、厚生年金基金制度の問題点の議論や安定的な運営に資するべく尽力してまいり所存です。** また、追加情報入手次第、ご案内させていただきます。

【第二回会合 配布資料】

[厚生年金基金制度に関する専門委員会審議会資料 | 厚生労働省](#)

本資料の掲載内容は、厚生年金基金に関する情報提供を目的としたものであり取引の勧誘を目的としたものではありません。

本資料に記載内容は、作成時点において弊社が信頼できると判断した情報に基づき作成したものであり、その情報の正確性・確実性を保証するものではありません。掲載内容については今後変更となる可能性があります。

第2回専門委で示された追加資料のポイント等

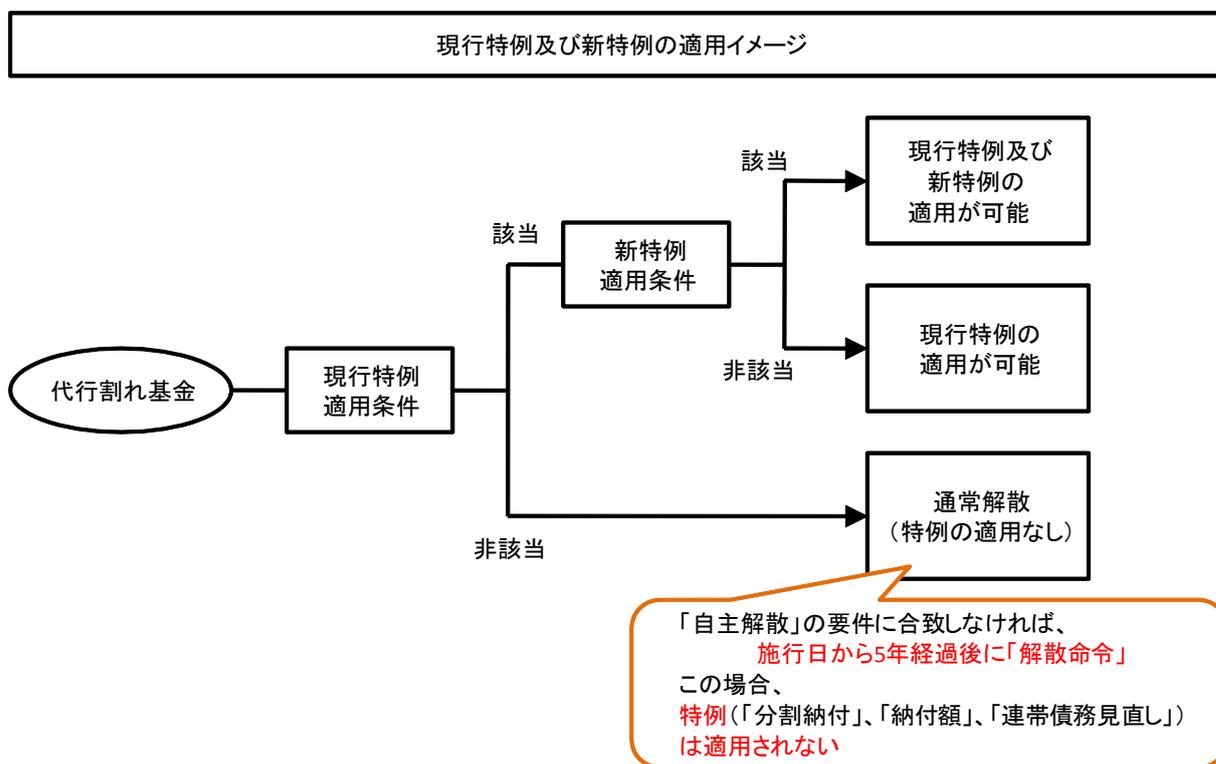
1. 追加資料「特例解散制度の見直しについて」のポイント（前回専門委で示された厚労省試案における特例解散制度の概要を本ニュース最終ページに再掲）

① 「代行割れ」基金の解散プロセス

＞「代行割れ」基金の解散プロセスとして以下が示された。

- ・「代行割れ」基金が自ら特例解散を申請する「自主解散」を基本とする。
- ・「自主解散」の要件に合致し、かつ、財政悪化の度合いが高い基金であって、「自主解散」の申請を行わない基金については、厚生労働大臣の指定に基づく「清算型解散（仮称）」で解散を促進。
- ・「自主解散」の要件（=相当の運営努力）に合致しない基金については、施行日から5年経過後に「解散命令」。「解散命令」による解散の場合には特例（分割納付、納付額、連帯債務見直し等）の適用なし。
→厚労省では、施行日時点で「自主解散」の要件に合致しない「代行割れ」基金に対し、5年間で当該要件に合致するような運営努力を促す方針

＞現行特例解散及び新特例解散の適用のイメージは次の通りとされた。



（以下次葉）

② 新特例解散制度の適用条件(案)

▶新特例の適用条件の考え方として、次の2点を「留意すべき事項」とした上で、下表の新特例の適用条件(案)が示された。

【留意すべき事項】

- ・新特例が厚生年金本体に及ぼす影響(A案:納付期間の長期化による徴収困難、B案:負担上限額を超える額)。
- ・過去に解散や代行返上を行った基金との公平、及び、今後解散や代行返上を行う基金との公平。

また、モラルハザード防止の観点から、適用条件は次の期間の状況をみるとされている。

成熟度は少なくとも施行前3年間程度の状況をみるとし、掛金や給付その他の事項については少なくとも解散前2年程度の状況をみる。

新特例の適用条件(案)			
基本的考え方			適用条件(案)
具体的要件	成熟度	存続の困難さ	○成熟度が著しく高く、存続極めて困難な中で相当程度の運営努力を行ってきたこと
	掛金	負担努力	○「2」を超えて推移してきたこと
	給付	給付抑制努力 (・コスト抑制 ・一時的な資産流出防止 ・加入員・受給者の負担)	○積立不足償却のために、対総報酬で見ても、4%を超える掛金(事業所脱退時の一括徴収を除く)を徴収・収納してきたこと ○給付水準の引下げを行い、上乘せ給付の水準が代行給付の2割を下回っていること ○一時金選択の停止等による資産の一時的な流出の防止、在職老齢年金の支給停止措置等を行ってきたこと ○受給者の給付の引下げ又は、受給者の申出による支給停止を行ってきたこと
	その他	事務コスト抑制努力	○職員の報酬の引下げ、福祉事業の廃止等事務費の効率化に取り組んできたこと

(注) 成熟度は、「受給者数÷加入員数」とされている。また、今回厚労省から示された資料によると、平成23年度決算ベースで成熟度が「2」を超え、かつ代行割れしている基金は厚生年金基金全体で12基金の見込。また、積立不足償却のための掛金とは、特別掛金及び特例掛金と想定される。

2. その他

資料「過去に特例解散を行った基金(11基金)および現在の代行割れ基金(285基金)の状況」の中に、現在の代行割れ基金の状況〔(例)平成23年度末の推計で、代行部分にかかる積立不足はほとんどの基金で加入員1人当たり100万円未満だが、これが200万円、300万円以上となっている基金もある〕等の統計が新たに示された。

以上

【参考】 前回専門委で示された厚労省試案における特例解散制度見直しの概要

＞ 現行の特例措置に加え、新たな特例措置(下表A案、B案;いずれにするかは今後の議論)が示された。

《特例解散制度の概要》

	適用条件	厚生年金基金本体への納付総額	分割納付期間
現行の特例措置	過去の相当の運営努力 ・掛金の適正な設定 ・給付抑制のために必要な措置の実施	最低責任準備金と特例基準額のいずれか低い額 〈特例基準額〉 基金設立時から厚生年金本体の実績運用利回りをういて計算した額	最長15年間
A案	現行特例措置の条件に加え、成熟度や財政健全化努力を勘案した指標等による条件	現行と同じ	最長納付期間を延長
B案		最低責任準備金と「新特例基準額」のいずれか低い額 〈新特例基準額〉 最低責任準備金－[追加負担額－負担上限額] ※追加負担額＝最低責任準備金－保有資産 ※保有資産が一定水準を下回った部分は負担上限額の対象外 ※現行の特例基準額が「新特例基準額」よりも低い場合は、現行の特例基準額を用いることが可能	現行と同じ

B案の新特例基準額による母体企業負担のイメージは次のとおり。

《新特例基準額による母体企業負担のイメージ》

母体企業負担: 下図の(X)の部分にかかる負担と(Y)の部分にかかる負担の合計額



(X)モラルハザード防止部分

標準的な資産運用をしていた場合に得られたであろう資産額(X)に保有資産が不足する額が(ア)
→ (ア)については全額母体企業負担
→ 保有資産額が標準的な資産運用をしていた場合より多いとみなされる時はこの部分の負担はなし)

(Y)負担上限額設定部分

負担上限額(イ)を設定
(Y) > (イ)のとき母体企業負担は(イ)まで
(Y) < (イ)のとき母体企業負担は(Y)

負担上限額(イ)の例

$$(給与総額) \times \left(\frac{\text{基金全体の 上乗せ掛金率の 平均(2.4\%程度)}}{\quad} \right) \times (\text{一定年数分}) \quad (\text{※})$$

(※)一定年数: 分割納付期間などを参考に設定
(ex) 10年、15年

＞ 分割納付の方法の見直しが次のとおり示された。

- 連帯債務の見直し → 解散時に各事業所の債務を確定
- 分割納付に係る利息の見直し → 分割納付に係る利息を固定金利化

＞ 特例解散制度の適用を受ける基金の受給者の上乗せ給付は、特例解散の申請時点から支給を停止するとされた。